

要介護認定等に係る作業業務に係る事業者選考基準（別表）

審査項目		評価の視点
業務受託能力に係る評価（A）	事業者としての受託業務の実施能力について	ア・事業者の基本理念、経営理念、法令遵守、運営の透明性等は、受託予定事業者としてふさわしいものか。
		イ・事業者の経営状況は良好であり、受託業務の実施に関し支障がないと認められるか。
		ウ・事業者の事業実績について評価できるか。
		・他の自治体等における要介護認定等に係る作業業務又は類似した業務の実績について評価できるか。
	受託業務の実施にあたっての体制の準備等について	エ・受託業務を円滑かつ適切に開始するための知識及び能力を備えた従業員の採用、育成体制が取られているか
	受託業務開始後の対応姿勢について	オ・受託業務開始後において、当該業務に従事する責任者及び従業員を常に適切に配置するとともに、従業員の業務遂行能力の維持及び向上を図ることができるか。
		カ・受託業務量の変動に応じ、かつ、あらかじめ決められた時間内及び期限までに業務を完了できるように、的確な見通しと柔軟性を持って対応できる能力があるか。
		キ・個人情報保護の取扱いについて、従業員の守秘義務等の徹底を図ることができるか。
		ク・受託業務開始後において、当該業務に従事する従業員に係る業務遂行上の疑義や問題等が発生した場合に、受託事業者として迅速かつ適切に対応することができるか。
	（A）の点数の計	
評価（B）	見積価格の	＊次の評価計算式による。 20点 × 最低見積価格 見積価格 （ただし、小数点以下第2位四捨五入とする。）
評価点数の合計＝①＋②		